





11月12日～11月25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

**暴力は、どのような場合においても決して許されるものではありません。**

**特に、配偶者からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハランスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。**



パープルリボンには

**「あなたはひとりでないよ」**

というメッセージが込められています。

「暴力をなくそう」という願いを込めて、

ツリーを飾ってください。